

# AED（自動体外式除細動器）の

## レンタル費用を助成します

行事を主催する団体が、行事期間参加者等が心停止状態に陥った時の救命活動に備えるため、AEDをレンタルした場合、レンタル費用（10,000円を限度）を助成します。

### 対象となる行事とは・・・

市民が主体となって運営し、市民が主な対象となる、営利を目的としない、市内で行われる行事です。例：スポーツ競技・イベント・講習会等

### 助成の対象者は・・・

敦賀市民で行事を主催する団体の代表者です。

### 助成額は・・・

AEDレンタル費用の総額を、10,000円を限度に助成します。

### 助成を受けるには・・・

■申請者は、あらかじめ、自ら、任意のレンタル業者に連絡し、AEDのレンタル方法、金額、支払方法等を確認します。

↓

■市に所定の申請書を、行事を実施する日の1か月前から2週間前までに提出します。申請書には、申請者の本人確認ができる書類（運転免許証等）の写し、行事等の案内チラシ、レンタル業者との契約内容（見積書等）が分かるものを添付します。

提出先は、福祉保健部健康推進課（健康センター）です。

※申請書は、健康推進課（健康センター）窓口においてあります。敦賀市ホームページから様式をダウンロードすることも出来ます。

↓

■健康推進課で審査の上決定します。決定通知は文書でお送りします。

↓

■申請者は、決定通知を受け取った後、業者と契約しAEDをレンタル後、料金を支払い領収書を受け取ります。（AEDの紛失等事故があった場合は、申請者と業者間で行い解決するものとします。市は関与いたしません。）

↓

■その後速やかに所定の実績報告書兼請求書に業者の領収書原本等を添付し、健康推進課に助成金の請求を行います。

↓

■健康推進課は、内容確認の上、助成金を申請者の口座に振り込むことにより助成します。

### 問合せ・申請先

敦賀市福祉保健部健康推進課（健康センター）

敦賀市中央町2丁目16番52号

☎ 0770-25-5311